

一部損壊住宅修理支援事業（準半壊に至らない損害）

<対象者>

以下の条件を満たす世帯

1. 地震により「準半壊に至らない（一部損壊）」被害認定を受けた住宅に居住する世帯主
2. 日常生活に必要な部分の修繕工事に20万円以上（消費税込み）支出した方
3. 修繕工事に充てる資金が十分ではない方 ※資力に関する申請書を提出していただきます
4. 借家の場合は、要件がありますので、お問い合わせください

<対象となる修繕工事の範囲>

一部損壊住宅修理支援事業の対象となる修繕工事の範囲は、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急又は応急に修理を行うことが適当な箇所

対象となる修繕工事／地震の被害と直接関係ある修理のみ

区分	応急修理の緊急性の高い部分
基本部分	屋根、基礎、柱・梁、床等の基本部分の補修
開口部	壊れたドア、窓等の開口部の補修
配管・配線	水漏れ補修、給排気口設備（換気扇などの交換）
衛生設備	トイレ、浴室などの衛生設備の交換

<対象外の例>

店舗や事務所。（併設した住宅の場合は住宅部分のみが対象）

内装に関するものは原則対象外（畳や壁紙の補修）

家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、独立式ガスコンロ等）

DIYなどの自主施工、施主支給の材料費

<補助額>

20万円（消費税込み）以上の修繕工事をした場合に1世帯あたり定額10万円を補助します。
ただし、1戸の住宅に複数世帯が居住している場合には、1世帯当たりの金額となります

<申請手続>

次の書類を添えて住民課住民係まで申請してください

1. 支給申請書（様式第1号）
2. 資力に関する申出書（様式第6号）
3. 被災証明書の写し（被災判定を受けていない方は、判定を受ける必要があります）
4. 修繕工事を実施したことがわかる書類の写し（見積書、請求書、契約書、領収書等）
5. 工事の写真（施工前・施工中・施工後のそれぞれがわかる写真）
（無い場合は、施工業者から工事詳細を記載する施工内容証明書の提出をいただきます）
（様式第8号）
6. 振込口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）